経済産業省

20180914 貿局第1号 輸入注意事項30第31号 経済産業省貿易経済協力局

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」(平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部改正について

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」(平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて(平成15年8月27日付け輸出注意事項15 第36号・輸入注意事項15第39号)

改正後 輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)第1条の2及び輸入貿易管 輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)第1条の2及び輸入貿易管 理規則(昭和24年通商産業省令第77号)第2条の2に規定する電子情報処理組織 理規則(昭和24年通商産業省令第77号)第2条の2に規定する電子情報処理組織 を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認(以下「許可・ を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認(以下「許可・ 承認・確認の処分」という。) であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付 | 承認・確認の処分 | という。) であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付 していないもの(以下「電子許可・承認・確認」という。)に係る貨物について税関へ していないもの(以下「電子許可・承認・確認」という。)に係る貨物について税関へ の輸出入申告に当たっての記録すべき情報(以下「裏書情報」という。)の記録等に際 の輸出入申告に当たっての記録すべき情報(以下「裏書情報」という。)の記録等に際 し、通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり し、通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり 定め、平成15年8月27日から実施する。 定め、平成15年8月27日から実施する。 (略) (略) $1\sim4$ $1\sim4$ (別添) (略) (別添) 参考別紙1~参考別紙8の2 参考別紙1~参考別紙8の2 参考別紙9 参考別紙9 1/41/4輸入公表三の7の(3)に基づく輸入に関する確認書 輸入公表三の7の(4)に基づく輸入に関する確認書 ※確認番号 申請者名 申請者名 ※確認番号 ※確認年月日 ※確認年月日

氏 名	発 行 国	氏 名	発 行 国
資 格	許可書番号	資 格	許可書番号
申請年月日		申請年月日	
和名		和名	
学 名		学 名	
原産国	数量	原産国	数量
形態		形態	
ソース	附属書番号	ソース	附属書番号
和名		和名	
学 名		学 名	
原産国	数量	原産国	数量
形態		形態	
ソース	附属書番号	ソース	附属書番号
和名	·	和名	
学 名		学 名	
原産国	数量	原産国	数量
形態		形態	
ソース	附属書番号	ソース	附属書番号
和名	·	和名	
学 名		学 名	
原産国	数量	原産国	数量
形態		形態	
ソース	附属書番号	ソース	附属書番号
輸出者名		輸出者名	
及び住所		及び住所	
備考		備考	

 経済産業大臣の記名押印
 資格

 記名押印
 (裏面) (略)

 (裏面) (略)
 (裏面) (略)

 3/4~4/4 (略)
 3/4~4/4 (略)